

第43回全国豊かな海づくり大会～おんせん県おおいた大会～
ロゴマーク等の利用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、第43回全国豊かな海づくり大会～おんせん県おおいた大会～（以下「大分県大会」という。）の大会ロゴマーク等（以下「ロゴマーク等」という。）を利用する場合の取扱いに関し必要な事項を定め、もって大分県大会の周知・PRに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 ロゴマーク等とは、「第43回全国豊かな海づくり大会～おんせん県おおいた大会～ロゴマーク等利用マニュアル（以下「利用マニュアル」という。）」に定めるものをいう。

(ロゴマーク等に関する権利)

第3条 ロゴマーク等に関する一切の権利は、第43回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会（以下「実行委員会」という。）に属する。

(利用許諾の申請)

第4条 ロゴマーク等の利用を希望する者（以下「利用許諾申請者」という。）は、あらかじめ「第43回全国豊かな海づくり大会～おんせん県おおいた大会～ロゴマーク等利用許諾申請書」（様式第1号）に必要書類を添えて、実行委員会に提出し、その許諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が利用するとき。
- (2) 共催者である豊かな海づくり大会推進委員会（構成する団体を含む。）が利用するとき。
- (3) 県内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が、児童、生徒及び学生に対して、教育又は大分県大会開催に関する周知を行う目的で利用するとき。
- (4) 実行委員会構成員の所属団体（国又は地方公共団体を除く。）が営利目的以外で利用するとき。
- (5) 報道機関が報道及び広報の目的で利用するとき。
- (6) 大分県大会の協賛企業等又は協賛行事の主催者が利用するとき。
- (7) その他、実行委員会が適当と認めるとき。

(利用許諾の手続き)

第5条 実行委員会は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該利用が第1条の目的に合致すると認められるときは、利用許諾を行うことができる。なお、この場合、実行委員会はロゴマーク等の利用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。

2 前項に規定する利用許諾を行った場合は、「第43回全国豊かな海づくり大会～おんせん県おおいた大会～ロゴマーク等利用許諾書」（様式第2号）をもって利用許諾申請者に通知するものとする。

（利用許諾の制限）

第6条 実行委員会は、前条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を許諾しない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 県及び大分県大会のイメージや品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (3) 第三者の利益を害すると認められるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあると認められるとき。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員と認められる者又は密接な関係を有する者から申請があったとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者、又は認められる者から申請があったとき。
- (7) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者、又は認められる者から申請があったとき。
- (8) ロゴマーク等の利用によって、誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (9) 利用マニュアルに定められた利用方法に従うものでないとき。
- (10) その他、実行委員会がロゴマーク等の利用が適当でないとするとき。

2 実行委員会は、前項の規定により前条の利用許諾を行わない場合は、「第43回全国豊かな海づくり大会～おんせん県おおいた大会～ロゴマーク等利用不許諾書」（様式第3号）により当該利用許諾申請者へ通知するものとする。

（利用許諾内容の変更）

第7条 第5条の規定により利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）が、当該利用許諾を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ、「第43回全国豊かな海づくり大会～おんせん県おおいた大会～ロゴマーク等利用許諾変更申請書」（様式第4号）を実行委員会に提出し、変更についての利用許諾を受けなければならない。

2 実行委員会は、前項の規定による変更申請があった場合は、第4条から前条までの規定を適用しその内容の審査を行い、当該変更が認められるときは、その変更について利用許諾を行うことができる。

3 前項に規定する変更についての利用許諾を行った場合は、「第43回全国豊かな海づくり大会～おんせん県おおいた大会～ロゴマーク等利用許諾変更通知書」（様式第5号）により利用者に通知するものとする。

(利用上の遵守事項)

第8条 ロゴマーク等の利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分注意すること。
- (2) 利用許諾を受けた内容により利用し、実行委員会の指示する条件に従うこと。
- (3) 利用許諾を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- (4) 利用マニュアルに定められた色、形等のデザインや利用方法に従うこと。ただし、実行委員会が必要と認める場合はその限りでない。
- (5) 当該利用許諾に係る物件等の完成品の写真又はサンプルを、速やかに事務局に提出すること。ただし、完成品の写真若しくはサンプルの提出が困難な場合の提出物については、実行委員会が別に指示する。
- (6) その他各種の法令を遵守すること。

(利用料)

第9条 ロゴマーク等の利用料は、無料とする。

(利用期限)

第10条 ロゴマーク等の利用期限は、令和6年12月31日までとする。

(許諾の取消し)

第11条 実行委員会は、ロゴマーク等の利用がこの規程及び利用許諾の内容に違反していると認められるときは、当該利用許諾を取り消すことができる。

2 実行委員会は、前項に規定する利用許諾の取消しを行った場合は、「第43回全国豊かな海づくり大会～おんせん県おおいた大会～ロゴマーク等利用許諾取消通知書」(様式第6号)により当該取消しを受けた者へ通知するものとする。

3 前項の規定により、利用許諾の取消しを受けた者は、当該利用許諾に係る物件等を利用してはならない。

4 実行委員会は、利用許諾の取消しを受けた者に対して、当該利用許諾に係る物件等について回収等の措置を請求することができる。

5 実行委員会は、前項の規定により、利用許諾の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(申請等の取下げ)

第12条 第4条及び第7条の規定に基づき申請を行った者は、その申請について、「第43回全国豊かな海づくり大会～おんせん県おおいた大会～ロゴマーク等取下げ申請書」(様式第7号)を実行委員会へ提出することで、当該申請を取下げることができる。

(利用の非独占性等)

第13条 この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマーク等を利用する権利を付与するものではない。また、利用者又は当該利用許諾に係る物件等について実行委員会が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第14条 実行委員会は、この規程による利用許諾の申請、利用許諾の内容変更に係る変更申請及びロゴマーク等の利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(賠償責任等)

第15条 実行委員会は、利用許諾を行ったことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 利用者は、当該利用許諾に係る物件等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、実行委員会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 利用者は、ロゴマーク等の利用に際して故意又は過失により実行委員会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を実行委員会に賠償しなければならない。
- 4 実行委員会は、前二項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(利用状況の報告等)

第16条 実行委員会は、利用者に対し、「第43回全国豊かな海づくり大会～おんせん県おおいた大会～ロゴマーク等利用物件一覧」(様式第8号)により、ロゴマーク等の利用状況について報告を求めることができる。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、ロゴマーク等の取扱いに関し必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年6月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月10日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

第43回全国豊かな海づくり大会～おんせん県おおいた大会～ ロゴマーク等利用許諾申請書

申請日：令和 年 月 日

第43回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会会長 殿

【申請者】

〒

住所・所在地

企業・団体名

代表者氏名

第43回全国豊かな海づくり大会～おんせん県おおいた大会～ロゴマーク等を利用したいので、下記のとおり申請します。

なお、利用に当たっては、規程に定める事項を遵守し、同規程第6条の各号に該当すると認められた場合は、直ちに利用を中止することを誓約いたします。

記

1 申請内容

利用目的		
利用方法 (名称・数量等)		
利用期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
担当者連絡先	所属部署	担当者名
	メールアドレス	
	電話番号 (半角)	F A X (半角)

2 添付書類

- ・企画書（デザイン、レイアウト図、原稿、設計図等）
- ・申請者の概要が分かるもの（2回目以降は、内容に変更がなければ省略可）
- ・その他参考となる資料

様式第2号（第5条関係）

第43回全国豊かな海づくり大会～おんせん県おおいた大会～
ロゴマーク等利用許諾書

許諾第 号
令和 年 月 日

（利用許諾申請者） 殿

第43回全国豊かな海づくり大会
大分県実行委員会会長

令和 年 月 日付けで申請のありました第43回全国豊かな海づくり大会～おんせん県おおいた大会～ロゴマーク等利用について、下記のとおり許諾します。

なお、利用に当たっては、規程に定める事項を遵守してください。

許諾番号	
利用方法	
利用期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
備考	

様式第3号（第6条関係）

第43回全国豊かな海づくり大会～おんせん県おおいた大会～
ロゴマーク等利用不許諾書

令和 年 月 日

（利用許諾申請者） 殿

第43回全国豊かな海づくり大会
大分県実行委員会会長

令和 年 月 日付けで申請のありました第43回全国豊かな海づくり大会～おんせん県おおいた大会～ロゴマーク等利用については、下記の理由により許諾しないこととしましたので通知します。

記

不許諾の理由

第43回全国豊かな海づくり大会～おんせん県おおいた大会～
ロゴマーク等利用許諾変更申請書

申請日：令和 年 月 日

第43回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会会長 殿

【申請者】

〒

住所・所在地

企業・団体名

代表者氏名

令和 年 月 日付けで許諾（許諾番号 第 号）を受けた内容について、
下記のとおり変更したいので申請します。

なお、変更後の利用に当たっては、規程に定める事項を遵守し、同規程第6条の各号に該
当すると認められた場合は、直ちに利用を中止することを誓約いたします。

記

1 申請内容

変更理由		
変更内容	(変更前)	
	(変更後)	
担当者連絡先	所属部署	担当者名
	メールアドレス	
	電話番号 (半角)	F A X (半角)

2 添付書類

- ・変更後の企画書（デザイン、レイアウト図、原稿、設計図等）
- ・その他参考となる資料

様式第5号（第7条関係）

第43回全国豊かな海づくり大会～おんせん県おおいた大会～
ロゴマーク等利用許諾変更通知書

許諾第 号
令和 年 月 日

（利用許諾申請者） 殿

第43回全国豊かな海づくり大会
大分県実行委員会会長

令和 年 月 日付けで変更申請のありました第43回全国豊かな海づくり大会～おんせん県おおいた大会～ロゴマーク等利用について、下記のとおり変更を許諾します。
なお、利用に当たっては、規程に定める事項を遵守してください。

許諾番号	
利用方法	
利用期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
備考	

様式第6号（第11条関係）

第43回全国豊かな海づくり大会～おんせん県おおいた大会～
ロゴマーク等利用許諾取消通知書

令和 年 月 日

（利用者） 殿

第43回全国豊かな海づくり大会
大分県実行委員会会長

令和 年 月 日付けで許諾した第43回全国豊かな海づくり大会～おんせん県
おおいた大会～ロゴマーク等利用については、下記の理由により取り消しましたので通知
します。

記

取消しの理由

第43回全国豊かな海づくり大会～おんせん県おおいた大会～
ロゴマーク等取下げ申請書

申請日：令和 年 月 日

第43回全国豊かな海づくり大会大分県実行委員会会長 殿

【申請者】

〒

住所・所在地

企業・団体名

代表者氏名

令和 年 月 日付けで（利用許諾申請者）が提出した第43回全国海づくり大会～おんせん県おおいた大会～ロゴマーク等（利用許諾申請書・利用許諾変更申請書）につきましては、下記のとおりこれを取り下げます。

記

1 申請内容

利用目的			
利用方法 (名称・数量等)			
利用期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
担当者連絡先	所属部署	担当者名	
	メールアドレス		
	電話番号 (半角)	F A X (半角)	

2 取下げ理由

※実行委員会使用欄		記入者		
申請書受理日	令和 年 月 日	郵送 持参	その他 ()	<input type="checkbox"/> 入力済

第43回全国豊かな海づくり大会～おんせん県おおいた大会～ロゴマーク等利用物件一覧

No.	利用団体	利用目的	利用方法			利用期間	許諾年月日	許諾番号
			名称	数量	その他			
1								
2								
3								
4								

※利用状況が分かる写真等の参考資料を添付すること